

欧米主要国における近年の税制改革の動向

財務省主税局調査課課長補佐
今岡 植

I. はじめに

世界経済は全体として緩やかな成長を続けてきたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模での蔓延により、急激な減速へと転じている。IMF世界経済見通し（4月時点）では、2020年後半に感染が収束し、需要・供給ともに回復するという前提に立ち、世界経済全体の成長率は2020年が▲3.0%、2021年は5.8%としているが、不透明性は高く、幅を持って見ておく必要があろう。こうした現状認識を踏まえ、近年の欧米主要国の経済情勢及び税制措置等を中心に概観する。

感染症発生初期における各国の経済政策対応は、感染症拡大防止のための経済活動抑制による経済への悪影響を最小限に留めることを企図していた。1月中旬の中国での感染拡大に続き、2月下旬から日本を含むアジア、3月初旬から米国・欧州へと伝播し、多くの国で操業停止や外出規制など極めて厳しい措置が取られた。各国では、こうした措置に伴う経済活動抑制により売上等の急激な悪化が見込まれるセクター等に対する資金繰り支援や、個人への給付措置などの家計支援が講じられた。

今後の局面では、「感染症の抑制」と「経済活動の再開」の二兎を追うという、大変困難な舵取りが求められる。各国においては、引き続き操業に一定の制限がかかる企業への資金繰り支援等は継続しつつ、経済を回復させるための様々な方策についても議論されているところである。また、ポストコロナ時代における産業構造の変化や個人の行動変容に対応していくことも、政策当局の重要な課題となっている。収束が見えてきた段階では、経済成長と財政健全化の両方を追求する道筋に回帰するための議論も行われるであろう。

アメリカでは、トランプ大統領による政策の大きな柱として、2017年12月に雇用の創出や税制の簡素化を目指した税制改革法が成立した。個人所得税や法人税の減税により、短期的には一定の経済効果はあったとされるが、中長期の成長への寄与について疑問視する見方もあり、また財政状況の悪化への批判も少なくない。新型コロナウイルス感染症への対応としては、2020年3月に連邦税の申告・納付期限の延長を公表し、同月成立した第3弾の経済対策において、法人の欠損金の繰戻し還付・繰越の拡大をはじめとする税制措置等を講じた。

イギリスは波乱の多い1年となった。BREXITを巡る混乱を受けメイ首相は辞任に追い込まれ、2019年7月、離脱派の代表的存在であったジョンソン元外相を首班とする保守党新内閣が成立した。議会との対立を深める中、同年12月に総選

挙が実施され、与党保守党が過半数を獲得して政権を維持。2020年1月31日、遂に英国はEUを離脱し、離脱協定に基づく移行期間へ突入することとなった。3月に公表された2020年度予算では、公正で持続可能な税制の実現に向け、人々の日々の生活を支援し、公共サービスの充実を図り、ビジネスの成長のための環境を創り出す「21世紀の課題と挑戦のための税制」の構築を目指すとの方針が示されている。具体的には、4月から17%への引下げが予定されていた法人税率の19%での据置き、デジタルサービス税の導入、電子書籍等に係る付加価値税率をゼロとするなどの措置が決定された。新型コロナウイルス感染症への対応としては、個人事業主に対する所得税の納税猶予や事業用固定資産税の免除などの措置が講じられている。

近年、比較的高い経済成長率と財政収支黒字の両方を達成していたドイツだが、2019年の成長率見通しは0.6%にとどまる（IMF世界経済見通し（4月時点））。政治的にもメルケル首相の後任であるクランプ＝カレンバウアーCDU党首が辞任表明に追い込まれるなど不透明感が高まっている。2020年の税制改正では、連帯付加税に係る免税限度額の引上げ、金融取引税の導入、長距離鉄道旅券に係る付加価値税率の標準税率（19%）から軽減税率（7%）への変更などが盛り込まれた。新型コロナウイルス感染症への対応としては、納税猶予の柔軟な運用や法人の欠損金の繰戻し還付の特例等の措置を講じている。

フランスも社会的には混乱の多い一年となった。痛みを伴う歳出改革や、富裕層・大都市優遇への批判などに端を発する「黄色のベスト運動」等を受け、燃料増税の撤回や大企業向け法人税率引下げの一年延期、デジタルサービス税の導入を内容とする税制改正法案が2019年7月に成立した。2019年12月には、家計・企業に対する約100億ユーロの減税等を含む2020年予算法が成立した。また、年金制度改革を巡り、公共交通機関の労組を中心に国内で大規模なストライキが行われたことが大きく報道されたが、当該年金改革法案は2020年2月に下院に提出された（議会審議は中断している）。新型コロナウイルス感染症への対応としては、税・社会保険料の支払猶予などの措置を講じている。

Ⅱ. 米国

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

2016年11月8日に実施された大統領選挙を経て、2017年1月に共和党のトランプ大統領による新政権が発足した。トランプ大統領は、就任以降、「米国第一主義」、「米国を再び偉大にする」との方針の下、移民制度改革や税制改革、インフラ投資等の政策を通じ、強い経済の実現などに向けて取り組んできた。2018年11月には、2年に一度の中間選挙の結果、上院では引き続き共和党が多数派となったものの、下院では民主党が多数派を占め、議会上院・下院の多数派が異なる「ねじれ」の状態となっている。本年11月には大統領選挙を控えており、トランプ大統領は、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を含めた就任から4年間の成果が問われることになる。

【表1. 米国連邦議会上下院の議席数（2020年7月現在）】

	連邦議会上院（435議席） ※その他1議席、 空席4議席	連邦議会上院（100議席） ※無所属2議席
民主党	232議席	45議席
共和党	198議席	53議席

2. 経済

2020年2月にトランプ大統領が公表した「2021年度予算教書」における経済見通しによると、2020年の実質GDP成長率は2.8%、失業率は3.5%と見込まれていた。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経済活動抑制の影響を受けた形で、2020年第1四半期の実質GDP成長率は前期比で年率▲4.8%と前期（2.1%）から大きく下

【表2：米国「2021年度予算教書」における名目GDP等の予測】

暦年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
名目GDP	21,437	22,494	23,645	24,849	26,113	27,442	28,822	30,269
名目成長率	4.2	4.9	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	4.9
実質成長率	2.4	2.8	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9
CPI上昇率	1.9	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	3.7	3.5	3.6	3.8	4.0	4.0	4.0	4.0
長期金利	2.2	2.0	2.2	2.5	2.7	3.0	3.1	3.1

（出典）米国行政管理予算局（OMB）「2021会計年度大統領予算教書」
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない。

落し、2008年第4四半期以来の大幅な落ち込みとなった。項目別にみると、個人消費は▲7.6%と前期（1.8%）から下落、民間設備投資は▲8.6%と前期（▲2.4%）からマイナス幅が拡大、輸出は▲8.7%（前期：2.1%）へと下落した一方で輸入も▲15.3%と大幅に下落（前期：▲8.4%）したため、純輸出は大きくプラス寄与となった。また、2020年4月の非農業部門雇用者数（前月比）は、▲2,050万人と過去に例を見ない水準の下落幅となった。特に、外食・宿泊業の雇用者数は前月から半減した。失業率は14.7%と前月から10.3ポイント上昇し、過去最悪となった。

3. 財政

2019年3月に公表された大統領予算教書（2020会計年度）では、2029年度までにベースライン比2.8兆ドルの歳出削減策等を講じることによって、2034年度までに財政収支を均衡化し、2039年度までに債務残高対GDP比を45%に削減するという見通しが示されていた。

その後、2020年2月に公表された直近の大統領予算教書（2021会計年度）では、持続可能でない財政赤字と債務は米国の繁栄にとって深刻な脅威であるとし、2035年度までに財政収支を均衡させるために、価値の低いプログラムの削減や義務的経費支出に関する合理化等、15年間で4.4兆ドルの財政健全化策が盛り込まれた。

【表3：米国「2021年度予算教書」における財政収支、債務残高の見通し】

	財政収支	財政収支 対GDP比	債務残高	債務残高 対GDP比
2020年度	▲1.08兆ドル	▲4.9%	17.9兆ドル	80.5%
2021年度	▲0.97兆ドル	▲4.1%	18.9兆ドル	81.0%
2030年度	▲0.26兆ドル	▲0.7%	23.9兆ドル	66.1%

（出典）米国行政管理予算局（OMB）「2021会計年度大統領予算教書」
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない。

（単位：名目GDPは10億ドル、その他の項目は%）

【図1】

米国税制改革における主な改正項目（2017年12月22日成立）

税制改革の柱 ①個人所得税の減税 ②簡素で公正な税制 ③米国における雇用の創出等	
改正前	改正後 ※10年間で▲1.46兆ドル
個人所得税関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率：7段階（10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%） ・ 概算控除：【単身】\$6,350 ・ 人的控除：\$4,050/人 ・ 児童税額控除：\$1,000 ・ 項目別控除 <ul style="list-style-type: none"> - 地方税控除：州・地方の所得税、売上税、財産税について、所得から控除可能（上限なし） - 住宅ローン控除：新たに購入した住宅に係る住宅ローン利息は、100万ドルの借入金まで控除可能 	<p>制度を簡素化しつつ、所得税負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7段階（10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%） ・ 概算控除に統合し、\$12,000に拡大 ・ \$2,000に拡大。\$500の家族控除を創設 <p>地方税の控除に1万ドルの上限を設定</p> <p>控除可能な借入金の限度額を75万ドルまで引下げ</p>
遺産税（相続税）関係	※2025年までの時限的措置
・ 控除額：約\$550万	・ 控除額を約\$1,100万に倍増（廃止はせず）
法人税関係・国際課税	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦法人税率：35%（地方分を含めた実効税率：40.75%） ・ 全世界所得課税 	<p>米国経済の活性化や雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21%（地方分を含めた実効税率：27.98%）に引下げ ・ 課税ベースの拡大（租税特別措置の廃止等） ・ 領域主義課税の導入、海外留保金への課税（最大15.5%） ・ 税源浸食・濫用対策税の導入等
オバマケア	
・ 個人の保険加入義務	・ 廃止（歳出減）※2019年から適用

（注）特段記載のない場合、2018年の課税年度から適用。

II. 税制改正の内容

1. 2017年税制改革

（改正法の概要）

トランプ政権においては、2017年12月22日に、雇用の創出や、より簡素で公正な税制等を主な柱とする税制改革法を成立させた。

この税制改革法では、まず、個人所得税については、制度を簡素化しつつ、所得税負担の軽減を図る観点から、個人所得税率の引下げや多くの控除について見直しが行われた。なお、所得税関連の改正事項の多くは、2025年末までの時限措置とされており、遺産税及び贈与税についても、同じく2025年末までの間、基礎控除を従前の548万ドルから倍増する措置が講じられている。

また、法人税に関しては、米国経済の活性化や雇用の創出を図る観点から、一部の租税特別措置の廃止や縮減等による課税ベースの拡大と併せて、連邦法人税率が35%から21%へ引き下げられた（地方法人税（カリフォルニア州）を含めた実効税率は、40.75%から27.98%へ引下げ）。

国際課税の分野では、全世界所得課税から領域主義課税に原則的に移行することに伴い、外国子会社からの受取配当についてその全額を益金不算入としたことに加え、移行措置として、1986年以降に国外で稼得・蓄積された資産に対し、一

度限りで、現金性資産に対しては15.5%、それ以外の資産に対しては8%の課税を行うこととされた。また、租税回避への対応策として、外国子会社の無形資産から生じる所得について課税の強化が図られるとともに、新たに税源浸食・濫用対策税（BEAT：Base Erosion and Anti-abuse Tax）の導入等が盛り込まれた。

（これまでの影響等）

2019年3月に公表された米国大統領経済報告^(注1)においては、税制改革は、設備投資・家計所得の増加、対外投資から国内投資へのシフト等、期待どおりの効果をもたらしているとし、その他の政策の効果と合わせ、今後も3%程度の成長が続くとの見通しが示された。

また、2020年2月に公表された直近の米国大統領経済報告においても、税制改革について、

- ・ 400万人以上の雇用が生まれ出された
- ・ 税率の引下げが米国の国際的な競争力を取り戻した
- ・ 多くの労働者が税制改革の直後に昇給と賞与を得た
- ・ 約4,000万人の世帯が税制改正による児童税額控除額の倍増の恩恵を受けた

とし、経済成長への効果を強調した。

一方、2019年5月の議会調査局（CRS）のレポートによると、議会予算局（CBO）^(注2)は2018年の実質GDP成長率を3.3%と予測していたが、実質GDP成長率は2.9%と予測よりも低くなり、投資についても、大きく増加したものの、税制

改革が長期的な成長にどれほどの影響を及ぼしたかについては疑問があると報告されている。また、議会調査局は2020年1月のレポートにおいても、税制改革は短期的な経済活動の刺激策としてはある程度の効果が見られたものの、特に今日のように完全雇用に近い状況下では政策効果は限定的として、成長への後押しは2020年頃から徐々に弱まると予測している。

(注1) 米国大統領経済報告：当面の経済情勢に関する判断を示す大統領経済諮問委員会（CEA）年次報告と一体のものとして議会に提出される報告書であり、経済情勢や政権の経済政策に関する分析等が行われる。一般教書、予算教書と並び三大教書の一つ。

(注2) 議会予算局（CBO）：1974年議会予算法に基づいて設置された議会の附属機関。中立的・非党派的な立場から分析を行う。

2. Taxpayer First Act (2019年7月成立)

内国歳入庁（IRS）については、近年の電子化の中で、偽の電子メールによるフィッシング詐欺やなりすましによる還付金詐欺等が多発していることや、電話照会サービスや文書回答等の納税者サービスの質が低いこと等が問題視されてきた。これらの課題に対応するため、2019年7月、納税者サービスを向上し、テクノロジーの近代化及びサイバーセキュリティの強化を行うとともに納税者の権利を拡大・強化するためのTaxpayer First Actが成立した。この法律で規定された主な措置は下記のとおりである。

- IRSから独立した不服申立部門の設置
- 納税者サービスの向上（包括的な納税者サービス戦略の議会への提出等）
- 組織の近代化（包括的な組織の再設計に関する計画の議会への提出等）
- サイバーセキュリティとID保護（なりすまし不正還付に対処するための民間との協働等）
- 電子システムの利用の拡大（IRSが電子申告を要求することができる納税者の対象拡大等）

3. 新型コロナウイルス対策に係る措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、内国歳入庁は2020年3月に所得税、贈与税、法人税の申告・納付期限の延長（4月15日→7月15日）を公表した。また、同月に成立した総額2兆ドル以上（※）とされる第3弾の経済対策には、税制措置として主に以下の項目が含まれる。

※議会予算局（CBO）による試算。なお、下記の各措置の減収規模は議会合同租税委員会（JCT）による試算。

- 個人・法人について、寄附金の控除制限の緩和 [~2020年末]
 - 【▲30億ドル】
- パススルー・ビジネス（※）のオーナー等について、事業の損失と自らのその他の所得との損益通算の制限の緩和 [~2020年末]

※個人所有の企業で、法人税ではなくオーナー個人に対して所得税が課せられる形態の企業

【▲1,350億ドル】

- ペイロール・タックス（日本の社会保険料に相当）の雇用者・個人事業主の負担分の支払猶予 [2020年3月27日~2020年末分のうち、1/2を2021年末、1/2を2022年末まで支払猶予]
 - 【▲120億ドル】
- 法人の支払利子控除制限の緩和 [2019・2020年に開始する課税年度]
 - 【▲130億ドル】
- 法人・個人事業主の欠損金・損失の繰戻しによる還付、欠損金・損失の繰越控除制限の緩和 [2018~2020年に開始する課税年度]
 - 【▲260億ドル】
- 法人が雇用を維持した際の給与支払への補償（ペイロール・タックス（社会保険料）の雇用者負担分から税額控除・還付） [2020年3月13日~2020年末]
 - 【▲550億ドル】
- 航空乗客輸送税、航空貨物輸送税、航空機燃料に係る製造者個別間接税の免除 [~2020年末]
 - 【▲40億ドル】
- 一定の方法（アルコールが変性される等）により製造される手指消毒液に使用されるアルコールに対する酒税の免除 [~2020年末]

Ⅲ. 英国

I. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

2016年6月、英国の欧州連合（EU）残留・離脱を問う国民投票が実施され、これに離脱派が勝利したことを受け、残留を訴えるキャンペーンを展開していたキャメロン首相が辞任し、同年7月に、同じ与党保守党のメイ内相を首班とする新内閣が成立した。メイ内閣は、EU離脱に向けたプロセスにおいて、キャメロン政権の基本政策を継承する方針を示した。

2017年1月にメイ首相が単一市場からの離脱を含むEU離脱の方針に関する演説を実施し、英国政府は同年3月に、EU条約（リスボン条約）第50条に基づき、EUに対して正式に離脱の意思を通知した。その後、同年6月より英国・EU間での交渉が開始され、2018年11月には交渉官レベルの合意に至ったものの、2019年1~4月における英国下院議会では離脱協定が否決され、EU臨時首脳会議において10月31日まで期限の再延期が決定された。状況の妥結を図ったメイ首相は離脱についての再度の国民投票の容認を表明したが、離脱を求める与党保守党内で急速に支持を失い、辞任に追い込ま

【表3：英国政党別の上下院議席数】

	保守党	労働党	スコットランド 国民党 (SNP)	自由 民主党	民主 ユニオニスト党 (DUP)	その他	合計
下院 (庶民院)	364	202	48	11	8	17	650
	保守党	労働党	クロスベンチ (中立)	自由 民主党	その他	聖職者	合計
上院 (貴族院)	242	175	178	89	63	24	771

※下院（定数650議席）及び上院（定数なし）における各党の議席数は2020年4月時点。

【表4：英国実質GDP成長率の推移（対前年比）】

（単位：％）

	2018年度 (実績)	2019年度 (見通し)	2020年度 (見通し)	2021年度 (見通し)	2022年度 (見通し)	2023年度 (見通し)	2024年度 (見通し)
2020年3月（経済財政見通し）	1.3	1.4	1.1	1.8	1.5	1.3	1.4
2019年3月（経済財政見通し）	1.4	1.2	1.4	1.6	1.6	1.6	—
変化幅	[▲0.1]	[0.2]	[▲0.3]	[0.2]	[▲0.1]	[▲0.3]	—

（出典）2020年3月経済財政見通し（財政責任庁）・2020年度予算（財務省）
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない。

れた。

2019年7月24日、メイ首相の後任として、離脱派の代表的存在であったジョンソン元外相を首班とする保守党新内閣が成立した。ジョンソン首相は主要ポストに離脱派を配置し、議会閉鎖により審議時間の制限を図るなど、組閣当初から強硬な離脱方針を打ち出した。10月17日、EUとの間で新離脱協定案に合意したが、議会において新離脱協定案採決の保留動議が成立したのを受け、英政府は離脱期限の再々再延長を要請し、EUとの間で最長2020年1月31日までの離脱期限延長に合意した。政府が議会との対立を深める中、議会での解散決議に伴い12月12日に総選挙が実施され、ジョンソン首相率いる与党保守党が過半数を獲得して政権を維持した。1月23日に離脱関連法が成立し、同31日、英国はEUを離脱、離脱協定に基づき移行期間へ突入することとなった。同期間は2020年末までとされており、英国は同期間にEUとの将来関係に関する協定（FTA等）を締結しなければならない。今後、英国は欧州とどのような関係を構築していくのか、EU離脱後の税制の制度的調和のみならず、欧州との将来関係を含めた英国の経済・社会全体の動向に注目が集まっている。

2. 経済

経済財政見通し（2020年3月財政責任庁）及び2020年度予算（2020年3月財務省）では、新型コロナウイルス感染症の流行が短期的な不確定要因になっており、その影響については不明確であるが、引き続き雇用や所得の伸びは好調であると予測。今回の見通しでは、新型コロナウイルス感染症の経済的影響について考慮されていない点に留意が必要だが、

2019年の経済成長率は1.4%（前回見通し時1.2%）と上方改定、2020年は1.1%（同1.4%）と下方改定、移行期間終了後の2021年は1.8%（同1.6%）と上方改定、2022年及び2023年についてはそれぞれ1.5%（同1.6%）、1.3%（同1.6%）と、下方改定された。

4月14日、財政責任庁は「コロナウイルス・シナリオ」を公表し、3か月間のロックダウンが実施される等の仮定を置いた上で、第2四半期（4－6月期）に実質GDPは前期比で▲35%と大きく下落し、失業者は200万人以上増えて失業率は10%になると試算。一方、家計や企業に対する政策的支援もあり、経済は一時的な落ち込みの後、短期間で回復すると予測している。

3. 財政

経済財政見通し（2020年3月財政責任庁）及び2020年度予算（2020年3月財務省）では、政府の財政緩和を背景に、2019年度の財政赤字（公的部門）は、前回見通し（2019年3月の春季財政演説時）より181億ポンド高い474億ポンドと見込んでいる（財政収支（公的部門）対GDP比▲2.1%）。政府は2020年度予算において、1992年3月の選挙前予算以降、最大規模の財政緩和を提案し、財政赤字は今後5年間平均で対GDP比0.9%の増加、純債務残高は2024年度までに1,250億ポンド（対GDP比4.6%）の増加を見込んでいる。また、2019年の構造的財政収支（公的部門）は前回見通しより0.9%悪化し対GDP比▲2.2%となり、2020年度までに▲2%以内とする財政健全化目標の達成は困難となった。

2020年度予算の編成に当たっては、①中期的に経常的財政収支を黒字化すること、②公共セクターによる純投資をGDP

【表5：英国財政に係る諸指標の推移（対GDP比）】

(単位：%)

	2018年度 (実績)	2019年度 (見通し)	2020年度 (見通し)	2021年度 (見通し)	2022年度 (見通し)	2023年度 (見通し)	2024年度 (見通し)
財政収支	▲1.8	▲2.1	▲2.4	▲2.8	▲2.5	▲2.4	▲2.2
構造的財政収支	▲1.9	▲2.2	▲2.4	▲3.0	▲2.7	▲2.5	▲2.2
純債務残高	80.6	79.5	77.4	75.0	75.4	75.6	75.2

(出典) 2020年3月経済財政見通し(財政責任庁)・2020年度予算(財務省)
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない。

比3%以内に抑制すること、③公的債務を慎重にコントロールすること、を原則としているが、同時に、2020年7月までに、今回の財政措置も含めた歳出の総合見直し(the Comprehensive Spending Review 2020)を行うこととしている。さらに、2020年秋季予算(2021年度予算)までに財政の枠組み(fiscal framework)の見直しを行い、マクロ経済政策との整合性と財政の持続可能性を検証するとしている。

なお、4月14日公表の「コロナウイルス・シナリオ」(2020年4月14日財政責任庁)では、2020年度の財政収支赤字は、2020年度予算(2020年3月)時から2,180億ポンド増加し、2,730億ポンド(対GDP比14%)まで拡大。第2次世界大戦以来の大幅な単年度赤字となる予測が発表されている。

II. 税制改正の内容

1. 概要

2020年3月に公表された2020年度予算は、昨年末の選挙公約を実現し、英国の将来の繁栄の基礎を築くことを目的として策定された。このうち税制については、公正で持続可能な税制の実現に向け、人々の日々の生活を支援し、公共サービスの充実を図り、ビジネスの成長のための環境を創り出す、「21世紀の課題と挑戦のための税制」の構築を目指すとの方針が示されている。

【表6：英国2020年度予算における増減収見込み】

(単位：10億ポンド)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
歳出	+0.3	+19.3	+40.2	+45.6	+48.8	+49.4
歳入	+1.0	+1.4	+3.8	+7.1	+7.6	+7.5
財政収支	+0.6	▲17.9	▲36.4	▲38.5	▲41.2	▲41.9

(出典) 2020年3月経済財政見通し(財政責任庁)・2020年度予算(財務省)

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない。

2. 主な税制関係の改正事項

2020年度の主な税制改正事項は以下のとおり。

法人課税

- 法人税率について、2020年4月より17%に引き下げる予定であったが、競争的な法人税率を維持しつつ、不可欠な公的サービス提供のため、19%に据え置き。

【2020年度：46億ポンド(約6,486億円)、計329億ポンド(約4兆6,445億円)】

- 建物の新築・リノベーションを促進するため、新築等を行った建築物・建物の減価償却の償却率を2%から3%に引上げ。2020年4月から法人税に、2020年6月より所得税に適用。

【2020年度：▲0.9億ポンド(約127億円)、計▲10億ポンド(約1,460億円)】

- 効果の乏しい起業家向けのキャピタルゲイン課税の10%への減免について、限度額を、2020年3月11日より、1,000万ポンドから100万ポンドに減額

【2020年度：2.2億ポンド(約310億円)、計63億ポンド(約8,883億円)】

- 2020年4月より、研究開発費に関する税額控除割合を12%から13%に引上げ

【2021年度：▲1.7億ポンド(約240億円)、計▲7.9億ポンド(約1,107億円)】

- 2020年4月以降、特定のデジタル事業からの売上について2%で課税するデジタルサービス税を導入。デジタル事業のユーザー所在地での課税が可能に。

間接税

<付加価値税>

- 2020年12月から、現物の書籍・出版物との均衡を図るため、電子書籍・電子出版物について付加価値税率をゼロ税率とする。

【2020年度：▲0.6億ポンド(約85億円)、計▲8.1億ポンド(約1,142億円)】

- EUルールから逸脱し、2021年1月より、生理用品の付加価値税率をゼロ税率とする。

【2020年度：▲0.05億ポンド(約7.1億円)、計▲0.7億ポンド(約92億円)】

- 2021年1月から、EUを含む海外からの全ての物品の輸入について、輸入時の付加価値税に対する会計処理の適用を延期し、登録企業が定期申告により処理することを可能

にする。これにより、英国における企業の国際的なサプライチェーンへの統合を後押しする。

<酒税・たばこ税>

- たばこ税に関し、2020年3月11日から今期議会会期終了まで、全てのたばこ製品について小売価格の2%を上乗せ。また、手巻きたばこについて、2020年末まで小売価格の6%を上乗せ。

【2020年度：0.3億ポンド（約42.3億円）、計1.2億ポンド（約169億円）】

<その他個別間接税>

- 2020年4月より、大気汚染の原因となるディーゼルの使用について、農業等使用が不可欠な一部セクターを除き、燃料税の課税免除を廃止。

【2021年度：0.2億ポンド（約28.2億円）、計49億ポンド（約6,874億円）】

- 2020年4月より2025年3月末まで、登録済みの全ての二酸化炭素排出ゼロ自動車（Zero emission vehicle）に対する自動車取得税を免除。

【2020年度：▲0.1億ポンド（約14.1億円）、計▲1.2億ポンド（約169億円）】

- 2022年4月よりビニール袋に対する新税を導入し、リサイクル率30%未満のビニール袋の製造及び輸入に対し、1トン当たり200ポンドを課税。

【2022年度：2.4億ポンド（約338億円）、計7.0億円（約980億円）】

資産課税

- 2021年4月より、住宅価格のインフレを抑制するため、英国非居住者に対する土地印紙税を2%の上乗せ（イングランド・北アイルランドのみ）。

【2020年度2.5億ポンド（約353億円）、計1.4億ポンド（約197億円）】

- ・上記「主な税制関係の改正事項」の【 】内の数値は、2020年度予算で示された当該措置による増減収見込額（ただし予算書で2020年度の増減額の記載がない場合、それ以降の年度の増減額の初年度見込額を記載）。「計」は、予算書で示された2019年度から2024年度までの6年間の増減収額の合計値。

Ⅳ. ドイツ

I. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

ドイツでは2017年9月に4年ごとの連邦議会選挙が行われ、メルケル首相率いる与党キリスト教民主/社会同盟（CDU/CSU）は第一党の座を維持した一方、過半数を獲得することはできず、連立政権樹立までには難航した。CDU/

CSUと並んで二大政党の一翼を担ってきた社会民主党（SPD）も得票率が史上最低となるなど、既存政党が支持を失った一方、反ユーロを掲げ、メルケル首相の寛容な難民政策を批判する「ドイツのための選択肢（AfD）」が初めて連邦議会で議席を獲得し、第三党に躍進した。当初、SPDはCDU/CSUとの大連立政権の継続を否定していたため、CDU/CSUは自由民主党（FDP）や緑の党と政権樹立に向けた事前協議を行ったが、難民問題等について折り合いがつかず、協議は失敗に終わった。その後、フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー大統領（SPD）による働きかけにより、2018年1月中旬にCDU/CSUとSPDは連立交渉を開始し、2月7日に連立合意が成立、3月14日に第4次メルケル政権が発足した。

しかし、難民問題による混乱等により、連邦議会選挙後の州議会選挙においても、CDU/CSUの支持率低下が目立った。2018年10月に行われたバイエルン州議会選挙及びヘッセン州議会選挙において、CDU/CSU及びSPDが揃って大幅に議席を失った一方、緑の党とAfDが議席数を伸ばした。同29日、各州議会選挙における相次ぐ大敗を受け、メルケル首相は12月の党首選に出馬しないことを表明し、CDU党首退任を決断した。一方、首相職については2021年の連邦議会会期末の任期まで務めるとした。同年12月7日に党首選が実施され、メルケル首相の後継者と目されていたクランプ＝カレンバウアー党幹事長が選出された。

2019年5月26日、5年ごとの欧州議会選挙が実施された。連立与党であるCDU/CSUとSPDは議席数を落とす一方、既存政党への不満を吸収する形で緑の党が躍進する構図に変化はなかった。2019年6月、欧州議会選挙、地方選の結果を受け、SPDのナーレス党首が辞任を表明した。同年11月30日に行われた党首選の結果、連立懐疑派のワルター・ボルヤンス氏とエスケン氏とのペアがショルツ財務相らのペアに勝利し、12月6日の党大会で共同党首として正式に承認された。同党大会では当面連立政権にとどまる方針が示されたが、CDU/CSUに対して独自の政策を追求しようとする中で今後の連立政権の行方が焦点となる。

2020年2月には、テューリンゲン州首相選出選挙において、CDU州支部がAfDと連携したとして、CDUに批判が集まり、クランプ＝カレンバウアー党首は辞任を表明した。クランプ＝カレンバウアー党首の後任を決める党首選は4月に予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期され、クランプ＝カレンバウアー氏が依然として党首職を務めている。メルケル首相の支持率が新型コロナウイルス感染症対応によって回復する中、CDUの次期党首選びにも注目が集まる。

2. 経済

2019年10月のIMF世界経済見通しでは、安定した雇用環境や継続的な賃金上昇の下で消費が堅調であること、輸出活動が正常化するにつれて設備投資も増加すると予想されることから、製造業の弱さは続くものの、GDP成長率は2019年の

【表7：ドイツ政党別の連邦議会議席数】

	キリスト教 民主/社会 同盟 (CDU/CSU)	社会民主党 (SPD)	ドイツの ための 選択肢 (AfD)	自由民主党 (FDP)	左翼党	同盟90/ 緑の党	無所属	合計
連邦議会	246	152	89	80	69	67	6	709

※連邦議会（法定定数598議席，超過議席111議席）における各党の議席数は2020年1月時点。

【表8．ドイツ実質GDP成長率等の予測】

	2016	2017	2018	2019	2020 E
実質GDP成長率	2.2%	2.5%	1.5%	0.6%	▲7.0%
インフレ率	0.4%	1.7%	2.0%	1.3%	0.3%
失業率	4.2%	3.8%	3.4%	3.2%	3.9%
経常収支*	8.5%	7.8%	7.4%	7.1%	6.6%

（出典）IMF世界経済見通し（2020年4月）

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比，経常収支は対GDP比。

【表9．ドイツ2023年までの中期財政計画】（※ドイツの会計年度は毎年1月～12月）

	2019年 (成立予算)	2020年 (予算案基準値)	2021年 (計画)	2022年 (計画)	2023年 (計画)
歳出	3,564	3,599	3,662	3,724	3,757
歳出総額の 対前年比	+2.4	+1.0	+1.8	+1.7	+0.9
歳入 (うち税収)	3,564 (3,255)	3,599 (3,270)	3,662 (3,342)	3,724 (3,455)	3,757 (3,561)

（出典）ドイツ連邦財務省

単位：億ユーロ

0.4%から2020年，2021年の1.0%へ小幅ながら上向くと見込まれていた。

2020年5月に公表された2020年第1四半期の実質GDP成長率は，新型コロナウイルス感染症の影響を受け，前期比▲2.2%となった。また，2019年第4四半期の成長率は▲0.1%に下方改定された。メルケル政権の様々な対策により，他の欧州主要国と比べると経済鈍化の程度は緩やかとされるが，第2四半期にはさらなる落ち込みが予想されている。

ドイツの失業率はユーロ圏内では非常に低い水準であり，インフレ率は2017年より1%を超える上昇が続いていた。また，GDP比7%を超える経常収支黒字を達成しており，IMFや欧州委より，内需拡大を通じた経常収支黒字の縮小が課題であると指摘されている。

3. 財政

2019年6月26日にドイツ連邦政府は，2020年連邦予算案及び中期財政計画（2021年～2023年度の3年間分）を閣議決定した。予算措置に関する主なポイントとしては，以下のようなものがある。

- 予算のテーマは，①社会的結束の強化及び中低所得者の可処分所得増加，②近代的で環境に優しい国家にするための投資，③国際的責任への対応，の3つ。

- 2021年度より児童手当と児童控除を増額。また，保育料の値下げと，保育サービスの向上のために州及び地方公共団体を連邦予算により支援。連帯付加税は，現在の納税者の90%に当たる人々に対して廃止され，これにより中低所得者の可処分所得は年100億ユーロ以上増加。これらを合わせると中低所得者等に対して年250億ユーロの支援となる。

- 学校のデジタル化に対して50億ユーロの支援。また，人工知能開発促進のため，30億ユーロの支援。これらに加え，研究開発税制を導入。

財政収支については，2012年以降黒字化しているおり，公的債務残高（対GDP比）は減少が続いている。連立合意では，財政健全化目標として，財政収支均衡を堅持し，公的債務残高（対GDP比）を60%以下まで引き下げることとされており，2019年には17年ぶりに当該基準を下回ったが，今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け，数値の悪化が見込まれる。

【表10. ドイツ財政収支等の予測】

	2016	2017	2018	2019	2020 E
財政収支	1.2%	1.2%	1.9%	1.4%	▲5.5%
基礎的財政収支	2.1%	2.1%	2.6%	2.0%	▲4.9%
公的債務残高	69.2%	65.3%	61.9%	59.8%	68.7%

(出典) IMF世界経済見通し及び財政モニター (2020年4月)
※全て対GDP比。

【表11. ドイツ税収見積もり】

	2020	2021	2022	2023	2024
連邦	2,845 (3,286)	3,058 (3,381)	3,150 (3,495)	3,322 (3,627)	3,413 (3,711)
州	2,972 (3,321)	3,301 (3,441)	3,402 (3,567)	3,535 (3,692)	3,675 (3,819)
市町村	1,021 (1,177)	1,154 (1,219)	1,179 (1,261)	1,225 (1,304)	1,273 (1,347)
合計	6,839 (7,785)	7,514 (8,041)	7,731 (8,323)	8,083 (8,623)	8,360 (8,878)

(出典) ドイツ連邦財務省

単位：億ユーロ

(注) 括弧内は2019年11月時点の見積もり。

II. 税制改正の内容

1. 税収等

2020年5月、連邦財務省は2020年度から2024年度の税収見積もりを公表した。政府の全てのレベルにおいて、2024年度まで税収は伸びていく一方、2019年秋(11月)の税収見積もりと比べ、連邦・州・市町村の税収規模は大きく下方修正された。これは新型コロナウイルス感染症に伴う操業制限等による企業の売上減少等に起因する。また、繰戻し還付の特例等もその要因とされている。

2. 2020年度の主な税制改正事項

① 連帯付加税の部分的廃止

連帯付加税は、東ドイツ諸州に対する支出の増大等に伴う財源措置として、ドイツ統一後の1991年に導入された連邦税である。所得税額及び法人税額を課税標準として5.5%の税率が賦課されるところ、連帯付加税の免税限度(所得税額)が2021年1月より972ユーロから16,956ユーロへ引き上げられることとなった。これにより、所得税額16,956ユーロ未満の中低所得者について、連帯付加税は賦課されないこととなり、可処分所得の増加が見込まれる。

② 金融取引税の導入

ドイツにおいて進められている年金改革において、平均所得を下回る長期被保険者に対する基礎年金が導入される見込み。その財源として金融取引税が2021年1月から導入される。国内で発行された一定の株式の購入が課税対象となり、金融市場や投資文化、貯蓄行動に対して悪影響を与えないよう制度設計するとしている。

③ 長距離鉄道旅券に適用される付加価値税率の変更等

2019年10月16日に閣議決定された「気候変動プログラム

2030」において、長距離鉄道旅券に適用される付加価値税率の標準税率(19%)から軽減税率(7%)への変更や、航空税の引上げなど、環境保護促進につながる税制改正が盛り込まれた。

3. 新型コロナウイルス感染症対応に係る措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、以下の税制措置を実施。

○ 納税の猶予

3月13日に発表された企業・雇用者向け保護パッケージにおいて、租税通則法222条規定の「納税の猶予」制度につき、弾力的な運用をするよう税務当局に対して指示。

○ 予定納税額の減額

納税者の2020年の収入が2019年より少ないことが明らかになったとき、予定納税額は、迅速かつわかりやすい方法で減額。

○ 延滞税・滞納処分の免除

新型コロナウイルス感染症の直接の影響により、税債務者に税の滞納が生じた場合は、延滞税の賦課及び滞納処分について2020年末まで免除。

○ ボーナス非課税措置

2020年3月1日から2020年12月31日の間に、通常支払われるべき賃金に加えて支払われる特別ボーナスにつき1,500ユーロを限度に非課税。従業員用給与ファイルに記録されることが条件で、エッセンシャルワーカーに対する特別ボーナスを検討している企業を念頭に置いたもの。

○ 繰戻し還付の特例

賃貸所得等について、通常繰戻し還付がされる確定申告時点ではなく、予定納税時点で繰戻し還付が適用できる。本措置に伴い納税者は2020年の損失について即時に還付を受けられるようになり、手元流動性を確保できる。

V. フランス

I. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

2017年4・5月の大統領選挙の結果、エマニュエル・マクロン前経済相が第五共和制第8代大統領に就任した。マクロン大統領は、共和党からフィリップ首相を指名し、男女同数で、民間からも半数を登用した内閣を任命した。同年6月の国民議会選では、マクロン大統領の「共和国前進」が単独で過半数を獲得した。マクロン大統領は、高失業率の改善や経済活性化、財政規律の確保を目指したが、労働法制の改正や住宅補助手当の削減が国民の支持を得られず、支持率は低下し、2018年2月・3月の国民議会の補欠選挙では「共和国前進」は不調な結果に終わった。

マクロン大統領の支持率は、歳出削減を含む痛みを伴う改革や、富裕層・大都市を優遇しているとの批判などから低下傾向にあったが、2018年11月以降、ガソリン・軽油等の燃料税引上げ計画への抗議に端を発する「黄色のベスト運動」などで拍車がかかったため、2019年4月下旬には新たに減税策等を発表した。更に、「黄色のベスト運動」への対応として、燃料税の引上げの撤回に加え、国民の収入を増やす購買力向上対策を表明し、それを具体化した「経済社会緊急対策法案」を可決。また、大企業向け法人税率引下げの一年延期やデジタルサービス税の導入などを内容とする税制改正法案が2019年7月に成立した。2019年12月には、「黄色のベスト運動」やその後の国民討論会の結果を受けた約100億ユーロ規模の減税を柱とする2020年予算法が成立した。また、年金制度改革を巡り、公共交通機関の労組を中心に国内で大規模なストライキが行われる中、年金改革法案が2月に下院に提出された。

新型コロナウイルス感染症に対しては、3月16日の演説の

中で、ウイルスとの戦争状態にあるとし、3月17日から4週間にわたって厳しい外出制限を実施。必要な外出のみを許容し違反者には罰則を設けた。また、EU域外国との間の移動の30日間の停止や、3月に予定されていた市町村議会選第2回投票を6月に延期する等の措置も表明。新型コロナウイルス感染症対策に集中するため、年金改革を含む現在進行中の改革を一時中断することとした。

2. 経済

世界経済の回復等を背景に、内需、特に個人消費が主導する形で堅調な成長が続いていたが、失業率は10%前後と依然として高く、特に若年層の失業率が高い水準で推移。

2019年9月末に公表された2020年予算法案では、2019年の経済成長率は1.4%、2020年は1.3%と予想されており、英国のEU離脱や米中貿易摩擦等の不確実性はあるもののユーロ圏全体の経済成長率（2019年～2020年について1.2%）は上回るとされていた。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年4月に公表された第二次補正予算法案では2020年の成長率見通しが▲6%に下方修正され、戦後最悪となる見込み。また、2020年4月のIMF世界経済見通しでは、2020年の実質GDP成長率は▲7.2%と予想されている。

3. 財政

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない2020年予算法では、2020年の財政収支（対GDP比）について、2019年の▲3.1%から▲2.2%への改善を見込んでおり、ユーロ加盟国に課されている財政収支赤字（対GDP比）のEU目標（▲3%以下）を達成できる見込みであった。また、2020年の債務残高（対GDP比）は98.7%で、2019年とほぼ同水準。新型コロナウイルス感染症を受けて策定した第三次補正予算法案（2020年6月公表）においては、財政収支（対GDP比）は▲11.4%、債務残高（対GDP比）は120.9%と修正されている。

【表12. 下院（国民議会）の政党別議席数 議席定数577（欠員5）】

	共和国 前進	共和党	民主運動 (MoDem)	社会党	民主・ 独立連合 (UDI)・ 行動派・ 独立諸派	自由・地方	不服従の フランス	民主・ 共和主義 左派	無所属	合計
下院	280	103	46	28	53	18	17	15	12	572

※2020年6月時点

【表13. 上院（元老院）の政党別議席数 議席定数348】

	共和党	社会党	中道連合 (HDI-UC)	共和国 前進	欧州民主・ 社会主義連合	共産党・ 環境主義	共和国・地方 ：独立派	その他	合計
上院	143	71	51	23	23	16	14	7	348

※2020年6月時点

【表14. フランス実質GDP成長率等】

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020E
実質GDP成長率	0.3%	0.6%	1.0%	1.1%	1.1%	2.3%	1.7%	1.3%	▲7.2%
インフレ率	2.2%	1.0%	0.6%	0.1%	0.3%	1.2%	2.1%	1.3%	0.3%
失業率	9.8%	10.3%	10.3%	10.4%	10.0%	9.4%	9.0%	8.5%	10.4%
経常収支	▲1.0%	▲0.5%	▲1.0%	▲0.4%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.6%	▲0.8%	▲0.7%
財政収支	▲5.0%	▲4.1%	▲3.9%	▲3.6%	▲3.5%	▲2.8%	▲2.3%	▲3.0%	▲9.2%
基礎的財政収支	▲2.5%	▲1.9%	▲1.8%	▲1.8%	▲1.8%	▲1.1%	▲0.7%	▲1.6%	▲7.9%
公的債務残高	90.6%	93.4%	94.9%	95.6%	98.0%	98.4%	98.4%	98.5%	115.4%

(出典) IMF世界経済見通し及び財政モニター (2020年4月)

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、その他は失業率を除き対GDP比。

※2020年は推計値。

II. 税制改正の内容

1. 概要

2020年予算法は、歳出削減・財政赤字削減に取り組みつつ、環境・経済・社会の緊急の要請に応えるべく、減税や優先課題への財政的措置を行う予算であるとして、①政権の取組の促進、②国民の社会的・物理的保護、③未来への準備、の3つの柱を掲げている。

全体として、財政赤字の削減よりも購買力の増強を優先し、有権者に配慮する内容となっている。2020年には各種減税措置等の効果で、家計は93億ユーロ程度の減税となる。内訳は、所得税減税で50億ユーロ、住居税減税で37億ユーロ、残業手当の非課税化で8億ユーロなどである。2017年の現政権発足以来200億ユーロの家計向け減税が実現することになる。法人向けにはネットで10億ユーロの減税を実施予定で、政権発足以来100億ユーロの減税が実施されることになる。

また、「経済社会緊急対策法案」の財源にも活用すべく、2018年末に政府から実施の方針が示されていたデジタルサービス税については、2019年3月にデジタル大企業課税法案が議会で提出され、ル・メール経済財務大臣の会見とともにその概要が公表された。同法案は5月に上院を通過、7月に成立し、2019年1月に遡って適用された。ただし、2020年分についてはアメリカとの通商交渉を経て予納の停止・延期が決定された。

2. 主な税制関係の改正事項

2020年度の主な税制改正事項は、以下のとおり。

<所得税関連>

(1) 最低税率の引下げ

【減収額 (2020年分) : ▲50億ユーロ (6,050億円)】

- マクロン大統領は、国民討論会の結果を踏まえ、2019年4月25日の演説にて所得税の減税を約束。
- 2020年所得より、第一区分の税率 (最低税率) を14%から11%に引下げ。中間層をターゲットとした減税で、1,690

万世帯が恩恵を受けるとされる。減税効果は世帯平均で303ユーロ。

<法人税関連>

(2) 法人税率の引下げ

【減収額 (2020年分) : ▲25億ユーロ (3,025億円)】

- 2018年予算法において、法人税率につき2025年までに33.33%から段階的に25%まで引き下げることが規定されており、2020年予算法でこの目標は維持されている。
- 2020年1月より、法人税率を31%から28%に引下げ。売上高2.5億ユーロ以上の企業における課税対象所得50万ユーロ超の部分は、33%から31%に引下げ (課税対象所得50万ユーロまでは28%)。
- 2021年には、法人税率を26.5%に引下げ予定。ただし、売上高2.5億ユーロ以上の企業における課税対象所得50万ユーロ超の部分は、2021年から27.5%に引き下げる予定 (課税対象所得50万ユーロまでは28%で据置き)。

<資産税関連>

(3) 住居税の段階的廃止

【減収額 (2020年分) : ▲37億ユーロ (4,477億円)】

- 住居税とは、住居の占有者に課される地方税で、課税標準は土地台帳に記載されている賃貸価格。税率は各地方自治体が決定する (平均税率 (2014年) : 16.15%)。
- 国民の購買力を高めるため、参照課税所得が一定以下の世帯を対象に、2018年から3年間で主たる住居に係る住居税を段階的に廃止する。今回は、2018年から続く措置の一環で、全国民の8割が住居税の支払義務者でなくなる (残る20%の世帯についても2023年までに段階的に廃止)。
- 政府は、地方公共団体に対し、減収額を既建築地不動産税や付加価値税により補填。
- 当該措置の対象となる世帯の参照課税所得の額については、下表の通り。

独身子0人	27,000ユーロ	夫婦子0人	43,000ユーロ
独身子1人	43,000ユーロ	夫婦子1人	49,000ユーロ
独身子2人	49,000ユーロ	夫婦子2人	55,000ユーロ

※これ以降は、家族除数 (注) が0.5増えるごとに、上限

額は6,000ユーロ増える。

- (注) 家族除数とは、所得税の算出の際に用いられる除数。
 単身者世帯の家族除数は1、独身子1人の世帯の家族除数は2、夫婦子0人の世帯の家族除数は2、夫婦子1人の世帯の家族除数は2.5で、それ以降は子が1人増えるごとに家族除数は0.5増える。

<個別間接税関連>

(4) 航空券新税の導入

【増収額（2020年分）：1.8億ユーロ（218億円）】

- 2019年7月9日の環境関連閣議後、ボルヌ運輸相が航空券新税の導入を発表。2020年予算法にて規定され、2020年1月から課税が開始された。
- 収税は、2019年12月に成立したモビリティ法（公共交通機関等の多様な移動手段の活用により環境に優しい社会の実現を目指すための法律）の財源となる。
- フランス発の航空券に課税。国内便・欧州便についてはエコノミーで1.5ユーロ、ビジネスで3ユーロを、国際便についてはエコノミーで3ユーロ、ビジネスで18ユーロを課税する。コルシカ島及び海外県着の便を除いて、本土から出発する全ての便に航空会社を問わず課税。62%は外国の航空会社が負担することになるとされている。

<その他（予算法以外の法律で規定）>

(5) デジタルサービス税の導入について

【増収額：5億ユーロ（605億円）】

- フランスは、デジタルサービスに関する課税の不公平を是正する観点から、国際的な課税スキームの必要性を訴えてきたが、最終的な合意に至っていないことから、経済財務大臣は広告・プラットフォーム・データ販売収入に3%で課税するフランス独自の課税を2019年1月1日から導入すると表明し、2019年7月24日にデジタルサービス課税法が成立。電子商取引による全世界売上が7.5億ユーロ超かつフランス国内での売上が2,500万ユーロ超の巨大企業に対し、デジタル活動による国内売上高に3%の税率で課税することとなった（2019年1月に遡って適用）。
- 2019年12月、フランスのデジタルサービス税に対し、アメリカのトランプ政権が報復関税案を発表し、両国間で緊張が続いた。2020年1月に開催された世界経済フォーラム（通称ダボス会議）で、フランスが、米国企業に限らず全ての企業を対象に、2020年の4月と10月の予納を停止・延期することで両国が合意した。
- デジタルサービス税は一時的措置であり、OECDにおいて国際的な合意がされればフランスはそれを採用することとしている。なお、現行の法律には廃止に関する規定は含まれていないので、廃止の際には廃止規定を盛り込んだ法案を議会に提出する必要がある。

3. 新型コロナウイルス感染症対応に係る措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、以下の税制措置を実施。

- 法人税・給与税の支払猶予

【▲500億ユーロ（約6.1兆円）】

2020年3・4月分を3か月間猶予。対象は、原則として申請した全ての法人、個人事業主だが、配当支払企業等は対象外。延滞税等なし。

- 個人所得税の申告期限延長
- 法人税・付加価値税の還付迅速化
- 特別賞与の免税制度拡充
- 車軸税の納付期限延長
- 貨物運送業者に対するエネルギー産品内国消費税の還付を半期ごとから四半期ごとに変更
- マスク・防護用品に対する付加価値税について軽減税率（5.5%）を適用
 （備考）邦貨換算レート：1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和2年（2020年）1月中適用）。端数は四捨五入。